

第 13 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 3 年 7 月 6 日 (火) 午後 1 時から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
議案第 2 号 農地審議 農地法第 4 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 6 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①農地利用状況調査の実施要領案について
②第 21 号農業委員会だよりの発行について
③県農業会議からの依頼について
④部会の開催について
⑤農地貸付け売渡し希望について (別添資料)
⑥農地買受け借受け希望について (別添資料)
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

6 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	渡邊健寛	唐澤茂	
------	------	-----	--

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席者でございますけれども農地利用最適化推進委員の菅家委員が体調不良という事でお休みだそうでございます。農業委員につきましては全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第13回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>5件13筆</p> <p>番号3-23から番号3-27につきまして質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>今回は全てが相続であります。報告事項①につきましては受理と致します。</p>
議長 委員一同 議長 委員一同 議長	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。</p> <p>6件7筆</p> <p>番号3-19から番号3-24につきましてご質問等、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p> <p>報告事項②について、6件受理と致します。</p> <p>報告事項は以上で終わります。</p>
議長	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p> <p>番号3-6から番号3-8は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3</p>

議 長	条の許可案件の全てを満たしております。
唐木義秋委員	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号3-6につきまして、唐木義秋委員の説明を求めます。 地図は会議資料の3ページになります。譲受人の[]と譲渡人の[]の関係は[]あたるそうです。[]が[]でこの土地を貰ったらしいですけども[]住んでいてだんだん高齢になってもう農地を維持できないという事で、自分の[]農地を贈与をしたいという事です。</p>
議 長	番号3-6につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号3-6につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 番号3-6につきましては「許可相当」とします。</p>
議 長 唐澤喜廣委員	<p>番号3-7につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。 地図は会議資料の4ページになります。地図を見て頂きます様に狭い不整形な土地でありまして、将来的には、近くの農地の方と一帯的の農地にして運営をしていきたいという事で、[]贈与をしていくという内容でございます。</p>
議 長	番号3-7につきまして何か質問、ご意見等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	<p>この土地は、将来的には一体的に繋げて耕作をしていける様な計画になっているという事でございます。番号3-7につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 番号3-7につきましては「許可相当」とします。</p>
議 長 伊藤良夫委員	<p>番号3-8につきまして、伊藤良夫委員の説明を求めます。 補足する様な事は特にありません。</p>
議 長	今は牧草地になってますか。
伊藤良夫委員	違反転用になっていた所をまた元に戻した所で、だから何も作ってはいません。
議 長	それで今度、[]は何を作る予定ですか。
伊藤良夫委員	[]は、耕作が出来ないので、地元の人の誰かに耕作をしてもらいたいと、そういう話は聞いております。
議 長	番号3-8につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。

委員一同 議 長	(特になし) 特にない様でございますので、番号3-8につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-8につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第1号は終わります。
議 長	議案第2号 農地審議 農地法第4条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 番号1は議案書と意見書にありますとおり、農地法第4条の許可案件の全てを満たしております。
議 長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。
唐澤喜廣委員	地図は、会議資料の6ページでございます。この件は、言いますと違反転用の状況だった訳でありますけれども、それは悪意があつての違反転用ではなくて、 XXXXXXXXXX の段階になりまして、ここは畑ではないかという事が分かったという事でございます。なのできちんと4条申請をして移行をしていくという内容であります。
議 長	番号1につきまして何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。
委員一同 議 長	(特になし) 特にない様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号1につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第2号は終わります。
議 長	議案第3号 農地審議 農地法第5条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。
事務局	朗読 上程 番号1から番号5は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。
議 長	地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきまして、酒井文代委員の説明を求めます。
酒井文代委員	地図は会議資料の8ページになります。先ほど事務局から説明がありましたとおりでして、令和2年の4月に農振からは外れておりまして、一度ここは XXXXXXXXXX が、家を建てる計画だったのですが、色々ありまして、

酒井文代委員	こちらに出てくるめどがつかなくなってしまう、次にどうしようかという事で代わりに■■■■の方で家を建てるという事になりました。
議 長	番号1につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
	番号1につきましては「許可相当」とします。
議 長	番号2につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。
唐澤茂委員	場所の地図は会議資料の10ページになります。賃貸住宅を建設する為に農地法第4条の申請が5月の農業委員会で許可をされ、その土地に隣接をする土地です。転用後は賃貸住宅の来客用の駐車場でシェアをする為という事であります。申請地は、道路と賃貸住宅予定地に囲まれた三角形の形状で、狭い土地であります。土地改の必要な手続きも済み、また申請地を擁壁で囲み周囲への影響などちゃんと連絡を取り合っているのです、転用するのに特に問題はないかと思えます。
議 長	駐車場という事でございます。三角形の狭い土地であります、こういった土地であります。番号2につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
	番号2につきましては「許可相当」とします。
議 長	番号3につきましても唐澤茂委員の説明を求めます。
唐澤茂委員	申請地の地図は会議資料の12ページになります。これは西部土地改の送水管が埋まっている部分であります。ここを地上権設定をするという事であります。
議 長	番号3につきまして何かご質問、ご意見はありますでしょうか。
有賀晴彦委員	ちょっと申し訳ありません。地上権というのはどういうやつですか。
議 長	事務局方をお願い致します。
事 務 局	はい、地上権というのはその土地に、ここのは地下なのですけれども、何か権利を有する物を持たせる時に、登記簿に設定する事によって、その土地を安易に自分の好きな様には使えないという縛りをつけるという様な権利になります。

有賀晴彦委員	地役権とは違いますか。
事務局	地役権とはまた違います。
議長	はい、他に番号3につきまして何か、ご質問等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号3につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号3につきましては「許可相当」とします。
議長	番号4につきまして唐澤茂委員の説明を求めます。
唐澤茂委員	<p>地図は会議資料の12ページと同じになります。ここは譲渡人の■■■■から説明を聞きましたが、ここの■■■■番の土地と■■■■番の土地は元々是一緒でした。地上権を設定した後でないと何か取引が出来ないという事があって、先に地上権を設定してからここ一帯を売るという話を聞きました。ここの土地は道路を隔てて集落に隣接をしている土地であります。土地改良区との必要な書類も整ってありますし、雨水は敷地内処理また上下水道は、村営水道、汚水とか雑排水は、合併浄化槽処理をするとして、隣接する土地や農地等へも対応を取られているという事で、第1種農地でありますけれども不許可の例外にあたるのではないかとという事で転用許可はよろしいのではないかと思っているところであります。</p>
議長	番号4につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	ここは第1種農地ですが、集落接続及び農業振興施設であるという事の判断であります。番号4につきまして、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号4につきましては「許可相当」とします。
議長	番号5につきまして、後藤幸子委員の説明を求めます。
後藤幸子委員	地図は会議資料の15ページになります。補足する事は特にはないです。
議長	<p>この案件につきましては、地域整備法によるものですので、県からの開発許可が下りればその段階で許可すると、そういう案件になります。この案件は今までも散々審議をしてきた件であります。皆さんの方で番号5につきまして何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、そういう様に進めていくという事ではありますが、番号5につきまして、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議 長	「異議なし」と認めます。 では、この案件は開発許可待ちという事になります。 以上で議案第3号は終わります。
議 長	議案第4号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事 務 局	朗読 上程 7件13筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議 長	番号3-60から番号3-64、番号3-69、番号3-70につきまして何かご質問等ございますか。
唐木義秋委員	はい、今の3-62についてですけれども、これは利用権を設定する人と利用権の設定を受ける人が親子なのですか。
事 務 局	はい。
唐木義秋委員	この[]が、その[]に移行をするという事には、何か意味があるのですか。
事 務 局	今度、[]を立ち上げたそうです。[]が[]を立ち上げて、今後はそちらの方に農地をどんどん移して行って、いずれは農地所有適格法人にしていくという様な事も聞いています。今はまだ農地を買える資格がないので借りる為に今回提出をしたという事です。
唐澤喜廣委員	ちょっとよろしいですか。この会社の名前を見ればわかると思いますが、それで[]というのは、[]の事なのですよ。[]で、それを立ち上げて今までやってきたのですよね。多分、[]ものですから今後は[]がやっている[]の方へ、今まで[]やっていた農業を引き継いでいくという、こういった考えだと思います。
議 長	[]でも手広く何か作っている様ですが。
唐澤喜廣委員	ブルーベリーを水耕栽培でやっています。
議 長	はい、そういう事ですが、他にご質問等はどうでしょうか。
松澤良行委員	はい、方向的には、どんな農地所有適格法人になりたいという予定ですか。そういう意思は持っているという事なのですよ。
事 務 局	昨日話をする機会があって、会社の事なんかも聞いたのですけれども、いずれは農地を増やして行ってそういう適格法人になりたいなあという様な事をおっしゃっていました。なので農地の方も今後取得をしていきたいので紹介をして下さいという事もおっしゃっていました。
松澤良行委員	ある程度の目標というのは、特にないですか。
事 務 局	8月くらいにまた相談に来たいという様な事を言っていたので、割と近い

事務局	うちに実現をするのではないかなあという感じでした。後、詳しい事が農地ハンドブックの3-5の(9)に載っているのですが、資料を見て頂いた方が、お分かり頂けると思います。
後藤幸子委員	ちょっと良いですか。[]の所にも何ですか、土地を貰ったかして太陽光の施設を造っているのですけれども、そうかと思ったら今度は畑作もやっていきたいという事で、今回[]から貰ってというふうなのですね。あの、[]同じように一緒に経営に携わっていくという事でやっていくという事なのですね。将来その土地を何というか太陽光にするとか、そういう事ではない訳ですね。
議長	そこまでは、わかりませんが。はい、他にはどうですか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号3-60 から番号3-64、番号3-69、番号3-70 につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
議長	番号3-60 から番号3-64、番号3-69、番号3-70 につきまして「決定」する事とします。
議長	以上で議案第4号は終わります。
議長	議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事務局	朗読 上程 4件13筆
議長	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしています。
征矢昌博委員	番号3-65 から番号3-68 につきまして何かご質問等ございますか。
事務局	はい、一つよろしいでしょうか。番号3-66 の []m ² の方の現況地目が畑となっておりますが、実際に作るのは水稻、田んぼを作るという事で間違いないのでしょうか。
議長	調べて後程お答えします。
議長	よろしいでしょうか。
征矢昌博委員	はい。
議長	その他に、ご質問等はありませんでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号3-65 から番号3-68 につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
議長	番号3-65 から番号3-68 につきまして「決定」する事とします。

議 長	以上で議案第5号は終わります。
議 長	議案第6号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします
事務局	朗読 上程 1件6筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしています。
議 長	番号3-71につきまして担当委員の酒井文代委員、補足説明はありますでしょうか。
酒井文代委員	補足する事は特にありません。
議 長	番号3-71につきまして他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	ここは、既に水稻を作っているのですよねえ。
酒井文代委員	はい、作っています。
議 長	それでは番号3-71につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
	番号3-71につきましては「決定」する事とします。
	以上で議案第6号は終わります。
	議案審議は全て終了します。
議 長	議案審議が終わりましたので、これより3時まで休憩をとりたいと思います。
	(休憩時間)
	(3時再開)
議 長	それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。
	先ほど征矢委員の方から質問がありました議案第5号の番号3-66の案件ですが、 ■■■■ ㎡の現況地目が畑になっているという事でした。正確に調べてもらいましたので事務局の方からお願い致します。
事務局	はい、こちらは登記地目が田、現況地目が畑というようになっていて、周辺が大豆を作っていたので、恐らくここも大豆を作っていたのではないのかなあという事ですが、今回からは水田に戻すという事だそうです。以上です。
議 長	いずれにしても地目は、田だそうです。
	それでは、次の協議事項に移ります。

<p>事務局 議長</p>	<p>3 協議事項</p> <p>①農地利用状況調査（農地パトロール）の実施要領案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領について説明をする。（会議資料 P17、P18） ・補足説明をする。 ・今年度は、非農地もリストアップをできるところはしながら農地パトロールをする事とする。（非農地判断の準備） ・実施日は、8月18日（水）田畑、北殿、南殿 8月19日（木）神子柴、南原 8月20日（金）中込、塩ノ井、大芝、久保 8月23日（月）沢尻 8月24日（火）大泉、北原 8月25日（水）予備日
<p>事務局 議長</p>	<p>②第21号農業委員会だよりの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だより第21号の発行スケジュール、発行規格について説明をする。（会議資料 P19） ・補足説明をする。 ・農業委員会だより第21号については、発行スケジュールに沿って進めていく事とする。
<p>事務局 議長</p>	<p>③県農業会議からの依頼について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化推進施策に関する改善意見について説明をする。（会議資料 P20、P21） ・補足説明をする。 ・各委員それぞれ考えて頂き改善意見、要望がある場合は7月12日（月）までに事務局の方へ連絡をする事とする。
<p>事務局 議長 渡邊健寛委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県農業委員会大会における要請事項について説明をする。（会議資料 P22～P24） ・補足説明をする。 ・総会に毎回参加をしているので、農地利用最適化推進委員にも議決権が欲しいです。（要望）
<p>議長</p> <p>事務局 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらも各委員それぞれ考えて頂き要請事項がある場合は7月26日（月）までに事務局の方へ連絡をお願い致します。 <p>④部会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会の開催について説明をする。 ・補足説明をする。 ・協議の結果、農政部会、農業振興部会と共に7月19日（月）1時半～部会を開催する事と決定をした。
	<p>⑤農地貸付け売渡し希望について（別添資料）</p>

事務局 議長	<p>4件 14筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸付・売渡希望申出書について説明をする。(別添資料P1～P14) ・補足説明をする。 ・地元の農地を積極的にマッチングして頂きたいと思います。
事務局 議長	<p>⑥農地買受け借受け希望について (別添資料)</p> <p>4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地買受・借受希望申出書について説明をする。(別添資料P1～P4) ・補足説明をする。 ・3件目の [REDACTED] については、ちょっと問題がありそうなので事務局の方でも確認をして頂き、全委員協力をして良い農地がありましたら報告をお願い致します。
事務局	<p>4 その他</p> <p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国農業新聞オンライン講座「スタディあぐり」の開講について説明をする。(会議資料P25、P26)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・SBCラジオによる農業者年金のPR放送 「いいJAん!信州」(11:50～12:00)について説明をする。 (会議資料P27)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールポロシャツの販売について説明をする。 (会議資料P28、P29) (南箕輪村農業委員会独自のポロシャツを作製する事が決定)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬草・薬木勉強会」のご案内について説明をする。(会議資料P30、P31)
事務局	<p>②当面の日程について説明をする。</p>
事務局	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々な団体より委員さん宛の郵便物を預かっているので、こちらの机に置いておきますので総会后お持ち帰り下さる様お願い致します。 (丸山委員、征矢委員、唐澤会長代理、有賀委員、松澤委員、伊藤篤委員、高木会長、以上7名)
議長	<p>以上で議長の職を解かさせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第13回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後4時44分終了)</p>

以上、第13回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和3年7月26日

議長 高木 繁 雄 

議事録署名委員 唐木 義 秋 

議事録署名委員 松澤 良 行 

